



令和3年5月26日

大田区議会議長

塩野目 正 樹 様

防災安全対策特別委員長

高 瀬 三 徳

防災安全対策特別委員会中間報告書

本委員会に付託された調査事件につき、現在までの調査状況を下記のとおり報告する。

記

1 調査事件

- (1) 防災対策について
- (2) 危機管理対策について
- (3) 地域防犯対策について

2 中間報告

本委員会では、地震や台風をはじめとする自然災害、また、多様化、巧妙化する犯罪から区民の生命、財産を守り、区民が安全・安心に暮らせるまちづくりを実現するため、調査・研究を行ってきた。昨年5月に中間報告を行っているので、ここで、主に昨年6月以降に行った調査・研究結果について報告する。

(1) 防災対策について

首都直下地震、風水害等による自然災害から、区民の生命、財産を守るためには、現存するあらゆる資源を活用し、「自助」「共助」の連携による地域力と公助力を結集した災害対応体制の構築が求められている。区は地域の防災力を強化していくために常に実行性のある計画とするため「大田区地域防災計画」の改訂を重ねるなど、ハードとソフトの両面にわた

り、地域と一体となって総合防災力の強化を進めている。

① 風水害対策の強化について

区では、区内に大きな被害をもたらした令和元年東日本台風の教訓をもとに、地域防災計画を見直すなど風水害対策の強化に取り組んでいる。水害時緊急避難場所を区内89か所に開設できるよう増設し現地検証および訓練を実施するとともに、区民周知を図るため、災害種別標識を設置するほか、ハザードマップ（風水害編）を改訂し配布した。そして、コロナ禍における感染症対策として、一般避難者と要健康観察者との接触を避けるためのゾーニングやサーモグラフィーなどの備品配備、拠点マニュアルへの反映など運営体制整備を行ったほか、陽性患者の避難先として「ゆいっつ」を専用施設と位置付けた。三密対策を実施することで各避難場所の収容人数が低下することから、多摩川沿いの地域へ補完避難所などによる避難スペースの確保を行うほか、福祉部と連携し、福祉避難所開設に向けた調整を行った。

また、大規模水害発生の危機が差し迫った緊急時に、自らの判断で最善の防災行動を選択するための基礎知識の向上と、新型コロナウイルス感染症影響下における水害時緊急避難場所の運営体制の強化を図ることを目的に、大田区総合防災訓練（風水害編）を11月15日に志茂田小学校で実施した。案内表示は目線の高さが望ましいとの運営方法の改善につながる意見など、本訓練で得られた推奨事項や検討事項については、当校の拠点マニュアルに反映するとともに、各学校防災活動拠点にも共有するとのことである。

また、令和3年5月20日施行の災害対策基本法の一部改正について、区に関係する主な改正内容として、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難勧告・避難指示を一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を行うこととし、避難情報のあり方を包括的に見直しすることや、また、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画について、災害時に被害が大きくなると想定される地域にお住まいの方、また移送支援等が必要な方を優先しつつ作成していくよう検討することの報告があった。

なお、自助力向上の取り組みとしては、引き続きマイ・タイムライン講習会などを行っている。

委員からは、風水害対策を反映した地域防災計画の修正を速やかに行い区民周知すべきとの意見のほか、風水害のみならず地震などの災害時、区民がとるべき行動が確実に伝わるよう地域防災計画へ反映する内容をしっかり整理するとともに、区民へのわかりやすい

説明を求める意見があった。また、災害対策基本法の一部改正を反映したハザードマップを早めに全戸配布してほしいという要望のほか、マイ・タイムライン講習会のオンライン受講や動画配信などを行い、幅広い世代がより多く受講できるような環境整備を求める意見があった。

震災や風水害等の大規模な自然災害の際には、行政が住民の生命や財産を守ることはもちろん、同時に自助、共助の取り組みの推進が重要である。本委員会としては、区民の安全・安心を守れる施策等、調査・研究を深めるとともに、地震対策にあわせ強化した風水害対策の推進を図っていくことを区に求めていく。

② 災害時医療救護活動について

区では、大規模な地震が発生した場合に備え、平成25年度から区と医師会、病院等医療関係者を構成員とする大田区災害医療連携会議を設置し、平時から災害時の医療体制について検討する一方、発災直後から72時間までの間に実施する災害時医療救護活動について、災害拠点病院を中心に周辺病院との連携訓練を基本とした緊急医療救護所等の開設・運営とともに情報伝達訓練を重ねてきた。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から人が集まる開設・運営訓練は中止とし、情報伝達訓練のみ実施した。区は、訓練を振り返り、今回多くの病院が参加する情報伝達訓練を実施したことにより、災害時グループウェアの統一的使用方法など円滑な情報伝達体制構築の必要性などの課題認識ができたとした。また、令和2年11月21日に開催した東邦大学医療センター大森病院での訓練には、医療圏が同じである品川区へも参加を呼びかけ、本区・品川区・病院の連携を図ることができたとの報告があった。

委員からは、コロナ禍においては、救急車も病院へ入れないような状況が発生しており、実際に発災した場合の受け入れ体制など具体的なことを明確化し、区民の混乱を招かないように備えるべきとの意見があった。また、区として、大田区総合防災情報システムの導入を進める中、情報伝達訓練の課題解決をするのであれば、情報を一元化し共有していくことこそ大事ではないかとの意見のほか、品川区にある昭和大学病院などとの連携も検討してもよいのではないかとといった様々な意見・要望があげられた。

本委員会では、大規模災害から区民の生命と健康を守るため、区に対し、平時から様々なことを想定し備えることを求めるとともに、実効性のある取り組みについて、引き続き調査・研究を行っていく。

③ 火災予防について

令和2年中の区内火災発生状況速報値では、前年比マイナス3件で、168件の火災が発生している。令和2年は焼損床面積も大幅に減少しているが、死者数は前年に比べ1名増え、5名の方が亡くなられた。また、火災原因の第1位は、放火または放火の疑い、第2位がたばこ、第3位がガステーブル等となっており、住宅におけるガステーブル等の火災が増加傾向にあることがわかった。全体としては、電気設備機器が増加、たばこによるものは減少傾向にある。

委員からは、増加傾向にある電気設備機器とは何かとの質問があり、区からは、差し込みプラグ、電気コード、蛍光灯、コンセント、電気ストーブなど電気に起因するものを指しており、電気火災を防ぐため、たこ足配線をしないこと、こまめな清掃、老朽化したものについては取り換えるといった啓発活動に取り組んでいるとの説明があった。そのほか、火災発生時に特別出張所など区の職員が現場へ駆けつける際、被災した区民が安心して相談ができるよう、「大田区」と記されたヘルメットや腕章を必ずつけてほしいといった要望があった。

火災は、直接区民の生命や財産を奪うだけでなく、隣人をはじめとした地域にも不安を与えるものであり、予防は極めて重要なものである。本委員会では、予防策の啓発や環境整備を引き続き区に求めるとともに、委員自らも地域での啓発に取り組んでいく。

④ 大田区地域防災計画（令和3年修正）の策定について

大田区地域防災計画は、区内における地震や風水害等に対して、大田区、防災関係機関がその有する全機能を有効に発揮し、災害の予防及び応急対策、復旧・復興対策を円滑に実施することにより、区民の生命、財産を守り、被害を最小限に抑えることを目的として作成されている。

区からは、令和3年3月に書面開催した大田区防災会議に諮り承認を得たとして、修正案の報告があった。洪水や土砂災害等の風水害対策について、令和元年台風19号における関係部局の課題に対する具体的な取組や対応事項を反映することや、災害時における新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた関係部局の対策を反映するとの方針を基に、避難対策等の見直し、情報連絡体制の強化、要配慮者対策の充実、治水対策の推進等を修正したとのことである。

委員からは、災害時に必要な正しい情報を受け取るための対策を計画に盛り込み、区民の命と安全をどう守っていくかが重要であるとの意見のほか、区民の意見も聞きながら合意形成していくことが必要であるとの意見があった。

本委員会では、地震、風水害等の被害想定や、発災時の支援体制等の調査・研究を引き続き行い、区に対し、区民の声がしっかりと反映された実効性のある計画となるよう求めていく。

⑤ 大田区災害時情報通信システム実施計画書について

近年発生する自然災害は、激甚化、多発化する傾向にあり、災害から区民の安心・安全を守るためには、以前に増してより戦略的かつ効率的な災害対応を行うことが求められている。区では、多数の災害時情報通信システムが導入されてきており、区全体として有効に機能するシステムとするためには、各個別システムの将来的な更改や統廃合を含めた最適化が必要となっている。

これらの課題に対応していくため、区からは、令和元年度末には区の災害時情報通信システムの新たな整備方針を定めた大田区情報通信システム基本計画書を策定し、これを踏まえ、各システムの具体的な整備内容を定めた実施計画書を作成したとの報告があった。総合防災情報システム、映像・音響システム、デジタル移動系無線について、令和3年度から令和4年度にかけて整備し、避難所の開設や混雑状況など区民が災害情報をリアルタイムに確認できるようにしていくとのことである。

委員からは、災害時にシステムを使いこなし、正しく情報を把握し、発信するためには、担当者の訓練や体制づくりが重要であるとの意見のほか、防災無線が聞こえづらい、ネット環境が無いなどの場合を含めて、区民にいかに正確な情報を伝えるかを想定していくことが重要であるとの意見があった。

本委員会としては、発災時の災害対策本部運営の効率化と区民への適時適切な情報発信がなされるよう、今後もシステム整備の状況を注視していく。

⑥ 東京都行政書士会大田支部との災害時協力協定の締結について

区は、区内に災害が発生した際、被災者等支援に向け行政書士が関与できる業務相談を区と行政書士会が協力して実施するため、東京都行政書士会大田支部との災害時協力協定を締結したとの報告があった。業務内容は、り災証明や災害給付金等の申請に関する相談

などであり、区内在住・在学・在勤者をはじめ、区外から区内に避難した人までを対象に、相談にかかる費用、報酬は無料で実施するとのことである。

委員からは、行政書士会の力を借りながらも、区が区民のおかれている状況について情報を持つことは必要であるとの意見や、業務相談に伴う交通費などの必要経費以外の費用負担についても検討をすることを求めるという要望があった。

本委員会としては、協力協定の内容が災害時にしっかりと機能し、実効性のあるものとなるよう、引き続き区に求めていく。

(2) 危機管理対策について

国内初の新型コロナウイルスへの感染が確認されてから1年以上が経過した。昨年4月の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言発令の後、現在東京都においては3度目の宣言が発令されている。感染者数はいったん減少傾向に転じるものの度重なる感染急拡大は、医療逼迫、飲食店の時短営業、不要・不急の外出自粛、テレワークによる出勤者数削減など、区内事業者をはじめ区民一人ひとりの健康や生活に多大な影響を与えている。

区では、この間、区の本部会議を立ち上げ、庁内情報の一元化を図り、区民への正確な情報の発信に努めるとともに、区民生活支援・区内経済対策に取り組むほか、宣言発令期間中の区施設利用の休止など感染拡大防止策を図ってきた。

委員からは、区は、国・都・区が行う様々な支援策をわかりやすく広報することを求める意見のほか、国や都の対応を重視することは理解するが、区の本部会議として感染急拡大をどう抑え込むかなどの視点に立った検討を深め、区独自で対応することも必要と考えるとの意見があった。また、区職員の勤務体制のあり方など多岐にわたる意見・要望が述べられた。

新型コロナウイルスをめぐっては、各地で感染急拡大を繰り返しており、変異株による影響など、いまだ予断を許さない状況が続いている。本委員会としては、区民の命と健康、暮らしを守るため、国や都の動向を注視するとともに、危機管理対策について調査・研究を進め、引き続き、状況に応じた迅速で的確な対応を区に求めていく。

(3) 地域防犯対策について

令和2年の区内における刑法犯認知件数は、4,084件と前年比マイナス947件であり、2年連続減少傾向にあるものの、23区別順位はワースト3位となっている。そのうち、区内認知件数の約4割を占める「自転車盗」は、令和2年1月から自転車の鍵かけを義務化とする条

例の一部改正などの対策を行った結果、年間1,479件と前年比マイナス594件となり、令和元年の23区別順位ワースト1位から2位へと順位を下げる事ができた。そのほか、特殊詐欺については、154件、被害総額約3億2,997万円となっており、前年と比較し件数は減少しているものの被害金額は増加し、依然として高い水準で高齢者を中心に被害が発生している。

委員からは、ただ単に認知件数を指摘し防犯対策を検討するのではなく、区民が本当に安心して暮らすことができるまちとなるよう、犯罪の具体的な内容について都市計画や福祉など様々な角度から対策を検討するような区の体制を求める意見があった。

区民を犯罪から守るためには、未然防止の施策とともに、区民一人ひとりの防犯意識を高めることが重要である。本委員会では、引き続き、区に対し地域防犯対策のさらなる強化を求めるとともに、予防策の効果的な広報・啓発方法について、さらなる調査・研究を行っていく。

(4) 防災安全対策特別委員会の今後の展開

昨年から続く新型コロナウイルス感染拡大は、変異株による影響などもあり、いまだ世界各国をはじめとした人々の生活に多大な影響を与えている。区民の命と健康、暮らしを守るため、各部局が一丸となり、危機管理対策をはじめとした対応をしていくことが求められている。

そのほか、開催間近の東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向け新型コロナウイルスをはじめとした高リスクの感染症対策のほか自然災害が発災した場合など、様々な危機の未然防止と被害軽減の対策を強化し、緊急時には迅速・的確な危機対応が求められる。

一方、このような危機管理対策だけではなく、地域防犯対策についても地域の防犯力をより一層強化し、犯罪を未然に防ぐことで安全・安心なまちづくりを推進していく必要がある。

また、東日本大震災や熊本地震、大阪北部地震等の経験と教訓を踏まえ、首都直下地震等への備えとして、災害の状況に応じ対応できる防災対策が欠かせない。そして、数十年に一度といわれる大規模な風水害が毎年のように日本の各地を襲う中、令和元年東日本台風の教訓を生かした実行性のある対策が求められている。

新型コロナウイルス感染防止策を踏まえつつ、このような災害による被害を最小限に抑えるため、区民や地域、企業、団体等の地域力を結集し、自助・共助・公助を連携させることによって、区と地域での防災対策を一層強化する必要がある。

区民の生命と財産を守り、安全で安心して暮らせるまちをつくるため、今後もより一層、

多様な視点・観点からの調査・研究を行っていく必要性を強調し、防災安全対策特別委員会
の中間報告とする。